

甲府市告示第382号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。

平成26年8月21日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 指定する区域

甲府市荒川二丁目2番の一部及び甲府市荒川二丁目122番の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物

3 指定する区域において講ずべき指示措置

地下水の水質の測定